

お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、
令和元年11月1日から、事業用自動車の**増車**や事業規模の**拡大**
となる変更を行う場合については、一定の項目に関して**宣誓書の**
添付が必要となります。

（1）事業用自動車の増車を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例2）

- ・ 密接関係者が貨物自動車運送事業の「許可の取消処分」を受けて5年を経過しない者でないこと
- ・ 申請に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上でないこと
- ・ 申請に係る営業所における申請日前1年間の巡回指導による評価が「E」でないこと
- ・ 公示基準に定める一定規模以上の増車に該当しないこと

※上記項目のうち一つでも当てはまらない場合は、届出ではなく認可申請となります。

（2）事業規模の拡大となる変更を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例3）

- ・ 一定の期間において、申請地を管轄する運輸局長又は運輸支局長より行政処分を受けていないこと
- ・ 一定の期間において、申請に係る営業所における巡回指導による評価が「E」でないこと
（※全ての指摘事項について改善報告を行っている場合は除く）
- ・ 申請に係る営業所において、自らの責による重大事故を発生させていないこと
- ・ 申請に係る営業所が所在する運輸支局管内の全ての営業所に配置する事業用自動車について、車検証の有効期限切れがないこと
- ・ 事業報告書、実績報告書や運賃料金届出に関して届出・報告義務違反がないこと
- ・ 運賃と料金の範囲が明確に定められた約款を使用していること

山形運輸支局 輸送・監査部門
担当 鈴木 Tel:023-686-4712

お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、
令和元年11月1日から、営業所に配置する事業用自動車の**減車**
または**増車**については、一定の要件に該当する場合は、届出では
なく**認可を受ける必要があります**。

(1) **最低車両数（5両）を下回る場合**（霊柩、一般廃棄物、島しょは除きます。）

例① 10両→7両（3両減車）の場合・・・届出

例② 10両→3両（7両減車）の場合・・・認可申請

※減車により最低車両数を下回る場合は、原則として認可されません。

(2) **増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、11両以上である場合**

※増車する車両数とは、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。

例③ 10両→12両（2両増車）の場合＝ 20%・・・届出（30%未満）

例④ 10両→15両（5両増車）の場合＝ 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例⑤ 37両→48両（11両増車）の場合＝ 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例⑥ 36両→47両（11両増車）の場合＝ 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

(3) **増車については以下に該当する場合**

イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合

ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

(4) **その他**

その他、貨物自動車運送事業法改正により審査基準等が変更になっています。

山形運輸支局 輸送・監査部門
担当 鈴木 Tel:023-686-4712